平成２７年（フ）第１１７号
鹿児島県曽於市末吉町諏訪方6255番地１
債務者　松田　重秋
１　決定年月日時　平成27年12月24日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成28年２月29日まで
鹿児島地方裁判所鹿屋支部破産係

平成２７年（フ）第６０２号
北九州市八幡西区紅梅２丁目９番16―215号
債務者　秋吉　　剛
１　決定年月日時　平成27年12月24日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成28年３月２日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２７年（フ）第６２８号
北九州市小倉南区長行東２丁目11番17号（205）
債務者　齊藤こと　田口　美樹（旧姓齋藤）
１　決定年月日時　平成27年12月24日午前11時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成28年３月２日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２７年（フ）第６３４号
北九州市八幡西区八千代町９番21―206号
債務者　佃　　詩織
１　決定年月日時　平成27年12月24日午後２時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成28年３月２日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２７年（フ）第５９３号
千葉県柏市豊上町４番地１　ヴィラージュ柏103号
債務者　伊藤みさき
１　決定年月日時　平成27年12月21日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成28年３月３日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２７年（フ）第５９４号
千葉県野田市山崎貝塚町27番地の４　コーラルリーフ　101号室
債務者　伊藤　未来（旧姓新井）
１　決定年月日時　平成27年12月21日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成28年３月３日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２７年（フ）第６０９号
千葉県野田市小山2635番地
債務者　大嶋　孝一
１　決定年月日時　平成27年12月21日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成28年３月３日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２７年（フ）第６１４号
千葉県野田市西高野326番地３
債務者　峠田　　章
１　決定年月日時　平成27年12月21日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成28年３月３日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２７年（フ）第６２０号
千葉県柏市豊四季514番地13　グレイヒルズ柏202号
債務者　根本　睦穂
１　決定年月日時　平成27年12月24日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成28年３月３日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２７年（フ）第６２１号
千葉県松戸市根本115番地の４　京葉ハイツ203号
債務者　岩本　耐子
１　決定年月日時　平成27年12月21日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成28年３月３日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２７年（フ）第６２３号
千葉県松戸市松戸新田533番地の１　天神山市営住宅１―301号室
債務者　和田　香織
１　決定年月日時　平成27年12月21日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成28年３月３日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２７年（フ）第６２７号
千葉県柏市つくしが丘５丁目１番22号　サザングラスつくしが丘105号
債務者　大瀬良洋一
１　決定年月日時　平成27年12月21日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成28年３月３日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２７年（フ）第４９２号
神奈川県厚木市旭町２丁目７番５―603号
債務者　伊藤　浩章
１　決定年月日時　平成27年12月24日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成28年３月３日まで
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２７年（フ）第５１４号
神奈川県平塚市中原１丁目７番８―406号　サンテラス大原
債務者　松本　想太
１　決定年月日時　平成27年12月24日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成28年３月３日まで
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２７年（フ）第８０号
新潟県燕市白山町３丁目17番32号
債務者　武藤　尚登
１　決定年月日時　平成27年12月24日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成28年３月３日まで
新潟地方裁判所三条支部

平成２７年（フ）第４９４号
神奈川県小田原市久野751番地の３　ＭＡＩＳＯＮＳＡＩＴＯ202、前住所神奈川県小田原市寿町５丁目11番７号　ドエルヒカリ102
債務者　坂谷　恵子
１　決定年月日時　平成27年12月25日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成28年３月４日まで
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２７年（フ）第５１１号
神奈川県愛甲郡愛川町田代733番地　町営田代住宅２―10
債務者　古川　　瞳
１　決定年月日時　平成27年12月25日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成28年３月４日まで
横浜地方裁判所小田原支部民事部